

「第三者継承」の事例紹介

全国各地、集落営農法人をはじめ、園芸農家など、経営者の高齢化や後継者不足問題が深刻化しています。今まで続けてきた農業をどのようにして継承し、地域資源を守っていくのか、このことに真剣に向き合う時期が来ています。

そのような中、やる気のある第三者を見つけ経営を継承する「第三者継承」の事例が今後増えていくことが考えられます。今回はこの「第三者継承」について東近江地域の事例を紹介します。

関係機関と産地全体で第三者継承をサポート

【(農)上岸本温室組合】春から初夏にメロン、秋から冬にトマトを出荷する生産者組織（8戸）。

① 人材確保

市や県などの関係機関が連携し、就農希望者と後継者のいない組合（員）をつなぐ取り組みを支援。

② 技術・経営、定着支援

継承者が早期に技術習得できるよう、先代だけでなく組合（産地）としても日々の栽培管理等を指導。また、技術や経営面だけでなく地域に定着できるよう住居等の生活面も併せて支援。

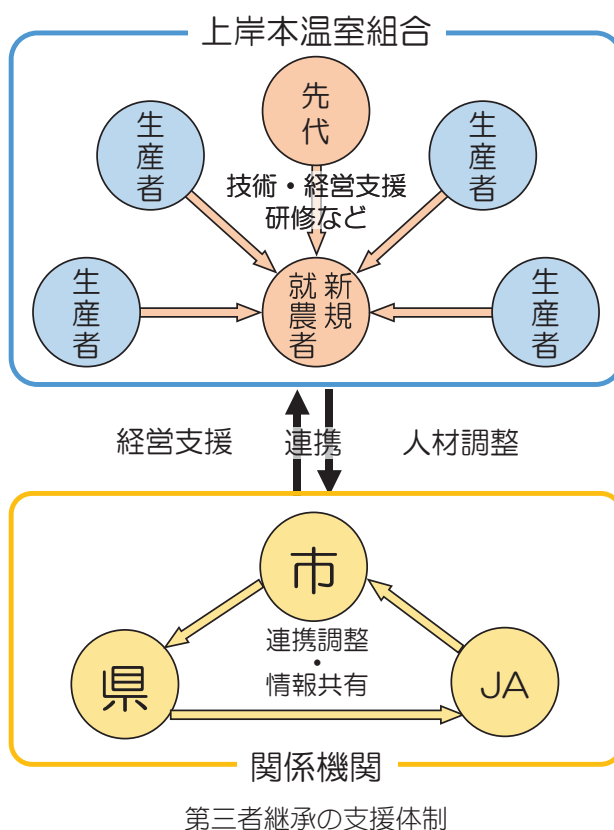
県や市などの関係機関は、スケジュール管理や継承条件の合意、補助事業の活用など、継承がスムーズに進むように組合と連携し継続的に支援。

③ 安定した販路

組合では共販体制が確立されているため、しっかり生産をすれば一定の所得が確保できるという環境がこの組合の強みであり、継承者は安心して取り組むことができます。

平成30年に非農家から移住して就農された組合員は、就農5年目になりますが、上記の体制による支援を受け、組合に定着し、高い収量・品質による安定した経営を実現されています。

また現在、新たな就農希望者の第三者継承に向け、関係機関と組合が連携して支援を行っています。



第三者継承により就農し、いきいきと作業される組合員